

事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）

- ・国による保証料率 0.6%～1.0%の補助があります。
- ・要件を満たすことで経営者保証免除が可能です。
- ・最大5年の元金据置が可能です。
- ・制度の概要は次のとおりです。

利用できる方	産業競争力強化法第 134 条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業の方
保証限度額	2 億 8,000 万円（組合等 4 億 8,000 万円）
貸付金利	金融機関所定利率
保証期間	運転資金：15 年以内 設備資金：15 年以内 （据置 5 年以内を含む。）
信用保証料率	0.2%（国が 0.6%～1.0%補助）
取扱期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日当協会申込受付分まで
申込先	約定締結金融機関